4.2 制動装置	⑴　走行ブレーキ ⑵　駐車ブレーキ（ブレーキ弁を含む。）	この表の「3　下部走行体（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.3 車体関係	下部架台フレーム及びブラケット（クローラフレームを含む。）	①　亀裂、損傷、変形及びしゅう動部の摩耗の有無を調べる。 　亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、損傷、変形及び著しい摩耗がないこと。
		②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。

5　作業装置

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
5.1 ブーム	⑴　ブーム（ラダーを含む。）	①　ブームを全伸長して全体の曲がりの有無を調べる。	①　全長にわたって上下及び左右に大きい曲がりがないこと。
		②　ブームを全伸長したときの長手方向のねじれの有無を調べる。	②　著しいねじれがないこと。
		③　伸縮動作を行って、ブームごとの曲がりの有無を調べる。	③　著しい曲がりがなく、かつ、伸縮動作に支障がないこと。
		④　ブームラップ部のへこみ（底板の湾曲を含む。）の有無を調べる。	④　著しいへこみがないこと。
		⑤　側面板のうねり及びひずみの有無を調べる。	⑤　特に圧縮荷重が加わる底板側の下半分に大きなうねり及びひずみがないこと。
		⑥　打痕及び局部的なへこみの有無を調べる。	⑥　著しい打痕及び局部的なへこみがないこと。
		⑦　ブームを全伸長して上下、左右に振り、各スライディングパッド部のがたの状態を調べる。 　がたが大きい場合は、各スライディングパッドの摩耗量を調べる。	⑦　著しいがた及び摩耗がないこと。
		⑧　溶接部の亀裂及び損傷の有無を、特に次の㈠から㈥までに掲げる事項について重点的に調べる。 ㈠　起伏シリンダー取付けブラケット部分 ㈡　ブームラップ部の上下補強部分 ㈢　ブームフート部分 ㈣　ブームポイント部分 ㈤　側面補強板部分 ㈥　伸縮ロープ取付け部分 　亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	⑧　亀裂及び損傷がないこと。
	⑵　絶縁ブーム及び絶縁カバー	①　絶縁ブーム及びカバーの亀裂、損傷及び汚れの有無を調べる。	①　亀裂、損傷及び著しい汚れがないこと。
		②　絶縁カバーの取付け状態を調べる。	②　取付け状態が適正であること。
	⑶　ヒンジピン（ブームフート部、シリンダー部、作業床部を含む。）	①　ブームを作動させ、各連結部のがたの状態を調べる。	①　著しいがたがないこと。
		②　ピン抜け止めボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	⑷　屈折機構　a　屈折チェーン及びスプロケット	①　屈折チェーン及びスプロケットの損傷、摩耗及びたるみの有無を調べる。	①　損傷、著しい摩耗及びたるみがないこと。
		②　取付けピンの損傷及び抜け止め部の異常の有無を調べる。	②　損傷がなく、かつ、抜け止めが正常であること。
	b　屈折リンク及びピン	①　屈折リンク及びピンの亀裂及び損傷の有無を調べる。	①　亀裂及び損傷がないこと。
		②　屈折リンク及びピンの取付け状態を調べる。	②　取付け状態が適正であること。
		③　屈折及び旋回を行い、各連結部のがたの有無を調べる。	③　著しいがたがないこと。
	c　ワイヤロープ	①　ワイヤロープの直径の減少量を調べる。	①　減少量が公称径の７パーセント以下であること。
		②　ワイヤロープの素線切れの有無を調べる。	②　ワイヤロープの１より当たりの素線切れの数が、素線数の10パーセント以内であること。